

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年5月17日付け農総技第22号。以下「本件処分」という。）を取り消し、処分料に関する資料（請求書）については開示することが妥当であるため、改めて開示等の決定をすべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年4月1日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 畜産研究所が管理していた備品の処分に関わる一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

(ア) 物品不用決定・処分伺（甲）

(イ) 見積書

(ウ) 物品管理換書（甲）

イ 開示をしない部分及び理由

見積書中の担当者名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年5月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に該当する資料の開示を求める。

2 理由

(1) 複数の「物品不用決定・処分伺」にて多くの物品が廃棄されているにもかかわらず、請求又は支払に関する資料が公開されないのは不自然である。

(2) 過去に同様の公文書開示請求を行った際には、今回非開示とされた廃棄に係る請求書が開示されているため、本件開示請求においても開示すべきである。

- (3) 物品を業者に引き渡す際、業者から受領書等の書類を受け取ることが通常であり、受領書を渡されれば受取拒否することなく、受け取るのが社会通念上の常識と考える。
- (4) 廃棄物の中に冷蔵庫があるが、リサイクル法にて一定の支出がないことは不自然である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

- 1 「複数の「物品不用決定・処分伺」にて多くの物品が廃棄されているにもかかわらず、請求又は支払に関する資料が公開されないのは不自然である」との主張について

「物品不用決定・処分伺（甲）」にて廃棄した物品は、原則として備品更新等の際、販売業者に無料で引取りを依頼したものであり、処分料等は発生していないため、請求又は支払に関する公文書は不存在である。

- 2 「過去に同様の公文書開示請求を行った際には、今回非開示とされた廃棄に係る請求書が開示されているため、本件開示請求においても開示すべきである」との主張について

平成29年11月30日に処分した「溶存酸素計」及び「繊維抽出ろ過装置」については、産業廃棄物収集用に設置したコンテナに収納後、業者がその他の産業廃棄物と一緒に運搬・処分していることから、個別の備品の処分料は算出できない。

しかしながら、審査請求人からコンテナ全体の処分料の請求書について、過去に別の案件では開示されており、今回も同様に開示すべき旨の反論があった。コンテナ全体の処分料の請求書であれば保有しているため、審査会の判断を踏まえて、今後の対応を決定する。

- 3 「物品を業者に引き渡す際、業者から受領書等の書類を受け取ることが通常であり、受領書を渡されれば受取拒否することなく受け取るのが社会通念上の常識と考える」との主張について

県が物品を処分しようとする場合、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「規則」という。）第128条及び第131条において、「物品不用決定・処分伺」により不用の決定をし、売り払うことが不利又は不相当であると認められるものなどについては、棄却の決定をしなければならないと規定している。

規則では、棄却の決定をした物品を業者に引き取ってもらう場合に、受領書等の書類を取り交わすことまでは定めておらず、当該書類は徴収していない。

- 4 「廃棄物の中に冷蔵庫があるが、リサイクル法にて一定の支出がないことは不自然である」との主張について

「物品不用決定・処分伺（甲）」にて廃棄した「冷蔵庫」は業務用機器であり、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第4項に規定する特定家庭用機器の対象とならないため、リサイクル料金等は発生しないものである。そのため、支出に関する文書は不存在である。

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件処分の妥当性

- (1) 「複数の「物品不用決定・処分伺」にて多くの物品が廃棄されているにもかかわらず、

請求又は支払に関する資料が公開されないのは不自然である」との主張について

実施機関の弁明書及び富山県農林水産部農林水産企画課（以下「企画課」という。）の職員からの意見聴取によれば、「物品不用決定・処分伺（甲）」にて廃棄した物品は、「溶存酸素計」及び「繊維抽出ろ過装置」を除き、備品更新等の際に販売業者が無料で引き取ったものであり、処分料等は発生していないとのことであった。

- (2) 「過去に同様の公文書開示請求を行った際には、今回非開示とされた廃棄に係る請求書が開示されているため、本件開示請求においても開示すべきである」との主張について

実施機関は、平成 29 年 11 月 30 日に処分した「溶存酸素計」及び「繊維抽出ろ過装置」については、産業廃棄物収集用に設置したコンテナに収納後、業者がその他の産業廃棄物と一緒に運搬・処分していることから、個別の備品の処分料は算出できないと主張する。

しかし、個別の備品の処分料が算出できなくても、当該方法により備品を処分する場合は、コンテナ全体の処分料の中に当該備品の処分料も含まれるとみることができるから、コンテナ全体の処分料の請求書は、「備品の処分に関わる一切の資料」に該当すると考えられる。

よって、実施機関がコンテナ全体の処分料の請求書を開示しなかったことは妥当ではなく、改めて開示すべきである。

- (3) 「物品を業者に引き渡す際、業者から受領書等の書類を受け取ることが通常であり、受領書を渡されれば受取拒否することなく受け取るのが社会通念上の常識と考える」との主張について

実施機関の弁明書及び企画課の職員からの意見聴取によれば、物品を業者に引き渡す際に、受領書等の書類を受け取っていないとのことであった。

よって、実施機関が引取業者からの受領書等が存在しないことを理由に非開示としたことは妥当である。

- (4) 「廃棄物の中に冷蔵庫があるが、リサイクル法にて一定の支出がないことは不自然である」との主張について

実施機関の弁明書によれば、「物品不用決定・処分伺（甲）」にて廃棄した冷蔵庫は、業務用機器であり、家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器の対象とならないため、リサイクル料金等は発生しないものであることが認められる。

よって、実施機関が当該冷蔵庫に係るリサイクル料金等の支出に関する公文書が存在しないことを理由に非開示としたことは妥当である。

2 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年7月21日	実施機関から諮問書を受理
令和3年12月3日 (第175回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
令和4年1月27日 (第176回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年2月17日 (第177回審査会)	審議
令和4年3月10日 (第179回審査会)	審議
令和4年3月11日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説委員長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	